
プロジェクト	IFRS 適用課題対応
項目	【審議事項】IAS 第 37 号「引当金、偶発資産及び偶発負債」－ 法人所得税以外の税金に係る預託金

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2018 年 9 月の IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）会議において議論された、法人所得税以外の税金に係る預託金に関する会計上の取扱いについて、アジェンダ決定案の内容をご説明し、当委員会の対応（案）についてご意見をいただくことを目的としている。

II. 背景及び経緯

背景

（要望書における事例）

2. IFRS-IC は、IAS 第 12 号「法人所得税」（以下「IAS 第 12 号」という。）の範囲に含まれない不確実な税務処理に係る預託金（すなわち、法人所得税以外の税金に係る預託金）を会計処理する方法について質問を受けた。要望書に記載された事例は次のとおりである。
 - (1) 企業は、税務当局と法人所得税以外の税金に関して係争中である。
 - (2) 特定の状況及び国・地域により、企業は罰金又は利息を回避するために任意で当該税金の係争金額について支払う場合がある。当該支払は、係争が解決されるまで税務当局により第三者に預託されるケースも多い（以下、当該支払及び預託を「税務預託金」という。）。
 - (3) 当該税務預託金は、企業に有利に解決される場合には税務当局から返還され、企業に不利に解決される場合には税金負債の納付に充当される。
 - (4) 利用可能なすべての証拠を考慮すると、企業は、当該係争が企業に有利に解決される可能性が高く、将来、当該税金の支払が要求される可能性は高くない（not probable）と判断し、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」（以下「IAS 第 37 号」という。）の定め適用において負債を認識していない。

(5) また、要望書における質問では、次の前提が置かれている。

- ① 企業が任意で係争金額を預託する場合の会計上の取扱いに限定されている。
- ② 要望書の提出者は、係争金額に対して負債を認識しないことの妥当性を IFRS-IC に問うものではない。

(要望書提出者の見解)

3. 要望書の提出者は、当該論点における預託金の支払について、次の2つの見解が考えられるとしている。

(1) 見解1：資産として認識する。

(主な理由)

係争に係る支払は、将来、当該係争が解決した場合の税額の納付に充当される又は返還されるものであり、資産の存在に不確実性はない。また、将来の事象の不確実性は、資産の回収手段(返還される又は将来の負債が決済されるか)に影響するものであり、その存在に影響するものではない。

(2) 見解2：費用として認識する。

(主な理由)

IAS 第37号第10項を適用して偶発資産として考えるべきである。係争の帰結は不確実であり、その不確実性により資産の回収手段のみならず、資産の存在に不確実性が生じることになる。企業は、返還がほぼ確実である(virtually certain) 範囲内で資産を認識すべきである。

経緯

(2018年5月開催のIFRS-IC会議までの状況)

4. IFRS-ICは、要望書に記載された事例においては、次の理由により税務当局への税務預託金の支払について資産を認識すべきであると結論付けた。

(1) 企業の支払は、現行のIFRS基準における以下の2つの資産の定義のいずれかを適用すると、資産を生じさせるものである。

- ① 2018年3月に公表された「財務報告に関する概念フレームワーク」(以下「2018年概念フレームワーク」という。)における新しい資産の定義

② 現行の IFRS 基準に適用されている古い資産の定義

- (2) 企業の支払は、返還を受けるか又は税金負債の決済に用いることにより、将来の経済的便益を獲得する権利を企業に生じさせるものである。
- (3) 支払の性質は、任意であるか強制であるかにかかわらず、当該権利に影響を及ぼすものではないため、企業が資産を有するという見解に影響を及ぼすものではない。
- (4) 支払は、企業の資産であり、発生し得る資産ではないため、IAS 第 37 号に定義される偶発資産ではない。

5. また、IFRS-IC は、次の見解を示している。

- (1) 論点となっている資産は、いずれの IFRS 基準の適用範囲にも明確に含まれるものではない。取引に具体的に当てはまる IFRS が存在しない場合には、企業は、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」（以下「IAS 第 8 号」という。）第 10 項から第 12 項を適用し、(a) 利用者の経済的意思決定のニーズに対する目的適合性があるか、(b) 信頼性がある情報をもたらす会計方針を策定し適用することになる。

(2018 年 5 月開催の IFRS-IC 会議後の状況)

- 6. 2018 年 6 月にドイツ会計基準審議会（DRSC）から IFRS-IC が 2018 年 3 月及び 5 月の会議で下した結論に同意しないとの書面が提出された。
- 7. 2018 年 7 月の IASB ボード会議では、IAS 第 8 号における要求事項により会計方針の策定プロセスがどのように決定されるのかについての IASB スタッフによる分析について議論が行われたが、当該分析に同意は求められなかった。

これに対して、IASB は、IASB スタッフの分析は有用であるが、IAS 第 8 号のヒエラルキーを満たす全体的な目的をより強調すべきことが提案された。当該全体的な目的は、目的適合的で信頼性のある情報をもたらす（会計）方針を開発することになるためである。

- 8. 2018 年 7 月の IASB ボード会議を受けて、2018 年 9 月に IFRS-IC 会議が行われ、アジェンダ決定案が公表された。IFRS-IC 会議で議論するためのアジェンダ・ペーパーでは、以下が示されている。

- (1) DRSC の見解に関する論点の分析
- (2) スタッフの結論

- (3) 基準設定アジェンダに加えるべきかの検討
- (4) スタッフによるアジェンダ決定案の文案

III. 2018年9月のIFRS-IC会議における議論

IASB スタッフの分析

(DRSCの見解に関する分析)

9. DRSCからの書面では、次の理由によりIFRS-ICが2018年3月及び5月の会議で下した結論に同意しないとされている。
 - (1) 税務預託金が企業により支配された経済的便益をもたらすこと及び将来の潜在的な経済的便益を生じさせるのかについて同意できない。
 - (2) IFRS-ICが下した結論は、税務預託金の支払が任意でも強制でも同じになるのかについて同意できない。
10. これに対して、IASBスタッフは、次のとおり分析している。
 - (1) 負債の消滅又は決済は、経済的便益となる。仮に税務預託金の支払後に負債を認識したとしても、将来の経済的便益を受け取る権利は存在する。
 - (2) 税務預託金の支払が任意であるか強制であるかにかかわらず、企業に付与される、将来の経済的便益を受け取る権利は同じである。したがって、税務預託金の支払が任意であるか強制であるかは、企業が資産を有するというIASBスタッフの洞察に対して影響を与えない。

(スタッフの結論)

11. 2018年5月のIFRS-IC会議におけるIASBスタッフの結論に変更はなく、次のとおり、結論付けられている。
 - (1) 税務預託金は資産を生じさせる。この評価を行うにあたって、次の理由により、企業の経営者は、IAS第8号のヒエラルキーを適用し、(2010年又は2018年に公表された)概念フレームワークを参照する。
 - ① 当該資産に適用する個別のIFRS基準がない。
 - ② 税金の支払から生じる権利が資産の定義を満たすかどうかを評価する論

点に類似する又は関連する論点を取り扱う IFRS 基準がない。

- (2) 企業は、資産の認識、測定及び表示、並びにこれに関する情報の開示に関する方針を開発する際に IAS 第 8 号のヒエラルキーを適用する。他の貨幣性資産の認識、測定、表示及び開示の論点と類似する可能性があるため、当該方針を開発する際には補助的に IFRS 基準を参照する。
- (3) 要望書に記載された事例では、企業の経営者は、企業が税金の支払を求められず、係争金額に関する負債を認識しない可能性が高いと判断している。仮に、係争金額に関して将来の経済的便益が流出する可能性が高くなる場合、企業は当該可能性の変更が生じた期に引当金を認識すると考えられる。同時に、企業は、資産及び負債の会計処理において、税務当局に対して支払う結果となる予想が既に生じているか否かを検討する必要がある。

(基準設定アジェンダに加えるべきかの検討)

12. IASB スタッフは、既存の IFRS 基準及び(2010 年及び 2018 年に公表された両方の)概念フレームワークにおける要求事項は、法人所得税以外の税金に関連する支払に関する会計処理に関する適切な基礎を与えていると考えているため、本論点を基準設定アジェンダに追加しないことを提案している。

また、法人所得税以外の税金に関する税務預託金の支払について、企業がどのように IFRS 基準における要求事項及び概念フレームワークを適用するかについてアジェンダ決定を公表することを提案している。

2018 年 9 月の IFRS-IC 会議での議論の結果

(IFRS-IC 会議での議論)

13. 審議の過程では、他の類似の事項や関連する事項を扱う IFRS 基準の要求事項 (IAS 第 8 号第 11 項(a)) が他にないのかについての確認があった他、偶発資産 (本資料の第 3 項の見解 2) として取り扱うことが妥当との意見などが聞かれた。
14. 前項の意見を述べた IFRS-IC 委員からは、本要望書の事例では、スタッフの分析に賛成するが、事実関係が本要望書の事例とは異なり税務預託金の返還可能性が不確実である場合には、偶発資産とすべきとの意見も聞かれたものの、当該 IFRS-IC 委員も含め、ほとんどの IFRS-IC 委員によりスタッフ提案に沿ったアジェンダ決定案が支持された。また、アジェンダ決定案の文案については、特定のパラグラフの表現及び用語に関して一部修正されることになった。

(アジェンダ決定案)

15. 本資料の第 8 項に記載のとおり、2018 年 9 月にアジェンダ決定案が公表されている（仮訳は、別紙 1 を参照）。当該アジェンダ決定案は、2018 年 5 月の IFRS-IC 会議における IASB スタッフによる提案と概ね同様の内容である。その概要は、次のとおりである。

(1) 以下を考慮し、要望書に記載された事例においては、企業は税務当局への税務預託を行った場合には資産を有していると結論を下した。

- ① 法人所得税以外の税金に関する税務預託金が資産を生じさせる場合に、当該資産はどの IFRS 基準の範囲にも明確には含まれない可能性がある。また、どの IFRS 基準も、当該税務預託金から生じる権利が資産の定義を満たすのかどうかを評価するにあたって生じる論点に類似しているか又は関連している論点を扱っていない。
- ② IAS 第 8 号の第 10 項及び第 11 項の要求事項を適用し、2010 年及び 2018 年に公表された概念フレームワークを参照した結果、当該税務預託金から生じる権利は、返金の受取又は税金負債を決済するための支払への使用のいずれかによって、将来の経済的便益を得る権利を企業に与えているため、いずれの概念フレームワークにおける資産の定義も満たす。
- ③ 当該税務預託金が任意か強制かは資産が存在するとの結論に影響を与えない。また、当該税務預託金から生じる権利は IAS 第 37 号で定義している偶発資産ではない。

(2) 税務預託金の認識、測定、表示及び開示の方針の策定及び適用にあたっては、次のように行う。

- ① IAS 第 8 号の第 10 項及び第 11 項を適用し、財務諸表利用者の経済的意思決定のニーズに対して目的適合性があり信頼性のある情報をもたらす方針の策定及び適用にあたって判断を用いる。
- ② 他の貨幣性資産について認識、測定、表示及び開示の論点を扱っている IFRS 基準の要求事項を参照する。

今後の予定

16. IFRS-IC は、アジェンダ決定案については、2018 年 11 月 21 日までコメントを募集しており、今後の会議において、当該アジェンダ決定案を最終化するかどうかについて再検討する予定である。

以 上

別紙 1 2018 年 9 月の IFRIC Update に掲載された「アジェンダ決定案」の仮訳

法人所得税以外の税金に係る預託金（IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」） — アジェンダ・ペーパー7-7A

委員会は、IAS 第 12 号「法人所得税」の範囲に含まれない税金の預託金（すなわち、法人所得税以外の税金の預託金）を会計処理する方法に関する要望を受けた。要望書に記載された事実パターンでは、企業と税務当局は、企業が税金を支払うことを要求されるのかどうかについて争っている。この税金は法人所得税ではないので、IAS 第 12 号の範囲に含まれない。この税金を支払う負債又は偶発負債は、IAS 第 37 号の範囲に含まれる。すべての利用可能な証拠を考慮に入れて、企業の財務諸表の作成者は、企業が当該税金を支払うことを要求されない可能性が高い（すなわち、係争が企業に有利に解決される可能性の方が高い）と判断している。IAS 第 37 号を適用して、企業は偶発負債について開示し、負債は認識しない。罰金の可能性を避けるため、企業は係争金額を税務当局に預託している。係争の解決時に、税務当局は、税務預託金を企業に返金する（係争が企業に有利に解決された場合）か、預託金を企業の負債を決済するために使用する（係争が税務当局に有利に解決された場合）かのいずれかとなる。

（この税務預託金は、資産を生じさせるのか、偶発資産を生じさせるのか、いずれでもないのか）

委員会は、この税務預託金が資産を生じさせる場合に、当該資産はどの IFRS 基準の範囲にも明確には含まれない可能性があると考えた。さらに、委員会は、どの IFRS 基準も、この税務預託金から生じる権利が資産の定義を満たすのかどうかを評価するにあたって生じる論点に類似しているか又は関連している論点を扱っていないと結論を下した。したがって、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の第 10 項から第 11 項の要求事項を適用して、委員会は IFRS 文献における 2 つの定義を参照した。2018 年 3 月に公表された「財務報告に関する概念フレームワーク」における定義と、多くの既存の IFRS 基準が開発された時に適用されていた従前の「概念フレームワーク」における定義である。委員会は、この税務預託金から生じる権利は、それらの定義のいずれも満たすと結論を下した。この税務預託金は、返金の受取り又は税金負債を決済するための支払への使用のいずれかによって、将来の経済的便益を得る権利を企業に与えている。この税務預託金の性質（任意か強制か）は、この権利に影響を与えないので、資産が存在するという結論に影響を与えない。この権利は IAS 第 37 号で定義している偶発資産ではない。企業の資産であり、発生し得る資産ではないからである。

したがって、委員会は、要望書に記載された事実パターンにおいては、企業は税務当

局への税務預託を行った場合には資産を有していると結論を下した。

(税務預託金の認識、測定、表示及び開示)

この資産に具体的に当てはまる基準がないので、企業は当該資産についての会計方針の策定及び適用にあたって IAS 第 8 号の第 10 項から第 11 項を適用する。企業の経営者は、財務諸表利用者の経済的意思決定のニーズに対して目的適合性があり信頼性のある情報をもたらす方針の策定及び適用にあたって判断を用いる。委員会は、この税務預託金についての会計方針の策定及び適用にあたって対処する必要のある論点は、他の貨幣性資産の認識、測定、表示及び開示について生じる論点に類似又は関連している可能性があることに留意した。これが当てはまる場合には、企業の経営者は、他の貨幣性資産についてそれらの論点を扱っている IFRS 基準の要求事項を参照することになる。

委員会は、IFRS 基準の要求事項及び「財務報告に関する概念フレームワーク」における諸概念が、企業が法人所得税以外の税金に係る預託金を会計処理するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会はこれらの事項を基準設定アジェンダに追加しないことを [決定した]。

以 上

別紙 2 関連する IFRS 基準の規定

財務報告に関する概念フレームワーク（2010 年）

第4章：「フレームワーク」（1989 年）：残っている本文

財務諸表の構成要素

資 産

4.8 資産に具現化された将来の経済的便益とは、企業への現金及び現金同等物の流入に直接的に又は間接的に貢献する潜在能力である。その潜在能力は、企業の営業活動の重要な部分をなす生産能力であるかもしれない。また、それは、現金又は現金同等物への転換可能性、又は代替的な製造工程が生産原価を低減させる場合などのように、現金流出額を減少させる可能性であるかもしれない。

4.10 資産が有する将来の経済的便益は、さまざまな方法で企業に流入するであろう。例えば、資産は次のように用いられる可能性がある。

- (a) 単独で又は他の資産と組み合わせ、企業が販売する財又はサービスの生産に用いられる。
- (b) 他の資産と交換される。
- (c) 負債の決済に用いられる。
- (d) 当該企業の所有者に分配される。

4.14 支出の発生と資産の取得とは密接な関係を有するが、これらは必ずしも一致するとは限らない。したがって、企業に支出が生じた場合には、それは将来の経済的便益を得ようとしたことの証拠を提供する可能性があるが、資産の定義を満たす項目が得られたことの決定的な証拠ではない。同様に関連する支出がなかったとしても、ある項目が資産の定義を満たし、その結果、貸借対照表に認識される候補となることを妨げるものではない。例えば、企業に贈与された項目は、資産の定義を満たす可能性がある。

財務報告に関する概念フレームワーク（2018 年）

第4章 財務諸表の構成要素

資産の定義

4.3 資産とは、企業が過去の事象の結果として支配している現在の経済的資源である。

- 4.4 経済的資源とは、経済的便益を生み出す潜在能力を有する権利である。
- 4.13 企業が権利を有しているかどうか不確実な場合がある。例えば、企業と他者が、企業が当該他者から経済的便益を受け取る権利を有しているかどうかについて争う場合がある。この存在の不確実性が（例えば、裁判所の判決によって）解決されるまで、企業が権利を有しているかどうか、したがって、資産が存在するかどうかは不確実である。（5.14項は、存在が不確実である資産の認識について論じている。）

第5章 認識及び認識の中止

認識規準

存在の不確実性

- 5.14 4.13項及び4.35項は、資産又は負債が存在するかどうか不確実である場合を論じている。場合によっては、その不確実性が、ことによると経済的便益の流入又は流出の蓋然性の低さ及び考え得る結果の範囲の例外的な広さと複合して、必然的に単一の金額で測定される資産又は負債の認識が目的適合性のある情報を提供しないであろうことを意味している可能性がある。資産又は負債が認識されようとされまいと、それに関連した不確実性に関する説明的情報を財務諸表において提供することが必要となる可能性がある。

IFRS第9号「金融商品」

第2章 範囲

- 2.1 本基準は、すべての企業が、以下を除くすべての形態の金融商品に適用しなければならない。
- (a) IFRS第10号「連結財務諸表」、IAS第27号「個別財務諸表」又はIAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」により会計処理される子会社、関連会社及び共同支配企業に対する持分。ただし、一部の場において、IFRS第10号、IAS第27号又はIAS第28号は、子会社、関連会社又は共同支配企業に対する持分を本基準の要求事項の一部又は全部に従って会計処理することを要求又は許容している。また、企業は、子会社、関連会社又は共同支配企業に対する持分に係るデリバティブにも、本基準を適用しなければならない。ただし、当該デリバティブがIAS第32号「金融商品：表示」における企業の資本性金融商品の定義に該当する場合を除く。
- (b) IFRS第16号「リース」が適用されるリースに基づく権利及び義務。ただし、
- (i) 貸手が認識したファイナンス・リース債権（すなわち、正味ファイナンス・リース未回収額）及びオペレーティング・リース債権は、本基準の認識の中止及び減損の要求

事項の対象となる。

(ii) 借手が認識したリース債務は、本基準の3.3.1項の認識の中止の要求事項の対象となる。

(iii) リースに組み込まれたデリバティブは、本基準の組込デリバティブの要求事項の対象となる。

(c) IAS 第19号「従業員給付」が適用される従業員給付制度に基づく事業主の権利及び義務

(d) 企業が発行した金融商品のうち、IAS 第32号の資本性金融商品の定義に該当するもの（オプション及びワラントを含む）又はIAS 第32号の第16A項及び第16B項若しくは第16C項及び第16D項に従って資本性金融商品に分類することが要求されているもの。ただし、そのような資本性金融商品の所有者は、上記(a)の例外に該当しない限り、当該金融商品に本基準を適用しなければならない。

(e) IFRS 第17号「保険契約」の範囲に含まれる契約に基づいて生じた権利及び義務（金融保証契約の定義に合致する保険契約に基づいて生じた発行者の権利及び義務を除く）。ただし、本基準は次のものに適用される。(i) IFRS 第17号の範囲に含まれる契約に組み込まれているデリバティブ（それ自体がIFRS 第17号の範囲に含まれる契約ではない場合）及び(ii) IFRS 第17号の範囲に含まれる契約から分離される投資要素（IFRS 第17号がそのような分離を要求している場合）。さらに、金融保証契約の発行者が以前に、このような契約を保険契約とみなし、保険契約に適用される会計処理を使用していると明白に主張している場合は、発行者はこのような金融保証契約に対し、本基準又はIFRS 第17号のいずれかを適用することができる（B2.5項及びB2.6項参照）。発行者は契約ごとにその適用を選択できるが、個々の契約に対する適用方針の選択は取消不能である。

(f) 取得企業と売却側株主との間で被取得企業を購入又は売却する先渡契約で、将来の取得日においてIFRS 第3号「企業結合」の範囲に含まれる企業結合となるもの。先渡契約の期間は、必要な承認を得て取引を完了するために通常必要な合理的な期間を超えてはならない。

(g) 2.3項に示したローン・コミットメント以外のローン・コミットメント。ただし、ローン・コミットメントの発行者は、他の点では本基準の範囲外となるローン・コミットメントに、本基準の減損の要求事項を適用しなければならない。また、すべてのローン・コミットメントは、本基準の認識の中止の要求事項の対象となる。

(h) IFRS 第2号「株式に基づく報酬」が適用される株式に基づく報酬契約による金融商品、契約及び義務。ただし、本基準の2.4項から2.7項の範囲に含まれる契約は例外とし、それらには本基準が適用される。

(i) IAS 第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に従って引当金として認識される負債を決済

するために必要とされる支出、又は、過去の期間にIAS第37号に従って引当金を認識していた支出を企業に補填するための支払に対する権利

- (j) IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の範囲に含まれる権利及び義務のうち、金融商品であるもの。ただし、IFRS第15号が本基準に従って会計処理することを定めているものは除く。

IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」

会計方針

会計方針の選択及び適用

- 10 取引その他の事象又は状況に具体的に当てはまるIFRSが存在しない場合には、経営者は、次のような情報をもたらす会計方針を策定し適用する際に判断を用いなければならない。
- (a) 利用者の経済的意思決定のニーズに対する目的適合性がある。
- (b) 財務諸表が次のようであるという点で信頼性がある。
- (i) 企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローを忠実に表現する。
- (ii) 法的形式だけでなく取引その他の事象及び状況の経済的実質を反映する。
- (iii) 中立的である、すなわち偏りが無い。
- (iv) 慎重である。
- (v) 重要性があるすべての点で完全である。
- 11 第10項に記載されている判断を行うにあたり、経営者は次に掲げる根拠資料を上から順に参照し、その適用可能性を検討しなければならない。
- (a) 類似の事項や関連する事項を扱っているIFRSの要求事項
- (b) 「フレームワーク」¹における資産、負債、収益及び費用に関する定義、認識規準及び測定概念
- 12 第10項に記載されている判断を行うにあたり、経営者は、会計基準を開発するために類似の概念フレームワークを使用している他の会計基準設定主体の直近の基準等の文書、その他の会計上の専門的文献、及び一般に認められている業界実務慣行も、第11項に記載されている根拠資料に

¹ 2010年9月にIASBは「フレームワーク」を「財務報告に関する概念フレームワーク」に置き換えた。

反しない範囲において、考慮することができる。

IAS 第 12 号「法人所得税」

範 囲

- 1 本基準は、法人所得税の会計処理に適用しなければならない。
- 2 本基準の目的上、法人所得税とは、課税所得を課税標準として課される国内及び国外のすべての税金をいう。法人所得税には、子会社、関連会社又は共同支配の取決めが報告企業に利益分配をする際に納付する源泉税なども含む。

IAS 第 32 号「金融商品：表示」

付 録

適用指針

定 義（第11項から第14項）

金融資産及び金融負債

AG12 契約上のものではない負債又は資産（政府が課する法的要求の結果として生じる法人所得税など）は、金融負債又は金融資産ではない。法人所得税の会計処理は、IAS 第12号で扱われている。同様に、IAS 第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」で定義されている推定的債務は、契約により生じるものではなく、金融負債ではない。

IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」

範 囲

- 1 本基準は、引当金、偶発負債及び偶発資産を会計処理するにあたって、すべての企業が適用しなければならない。ただし、次の項目を除く。
 - (a) 未履行の契約により生じたもの（当該契約が不利な契約である場合を除く）
 - (b) [削 除]
 - (c) 他の基準が対象としているもの

- 2 本基準は、IFRS 第9号「金融商品」の範囲に含まれる金融商品(保証を含む)には適用されない。
- 5 特定の種類の引当金、偶発負債又は偶発資産を他の基準が扱っている場合には、企業は本基準に代えて当該他の基準を適用する。例えば、一部の種類の引当金は、次の基準で扱われている。
- (a) [削 除]
- (b) 法人所得税 (IAS 第12号「法人所得税」参照)
- (c) リース (IFRS 第16号「リース」参照)。本基準は、リースの開始日 (IFRS 第16号で定義) 前に不利となっているリースに適用される。本基準は、IFRS 第16号の第6項に従って会計処理される短期リース及び少額資産のリースのうち不利となっているものにも適用される。
- (d) 従業員給付 (IAS 第19号「従業員給付」参照)
- (e) IFRS 第17号「保険契約」の範囲に含まれる保険契約及び他の契約
- (f) 企業結合における取得企業の条件付対価 (IFRS 第3号「企業結合」参照)
- (g) 顧客との契約から生じる収益 (IFRS 第15号「顧客との契約から生じる収益」参照)。ただし、IFRS 第15号は、顧客との契約のうち不利なもの又は不利になったものを扱う具体的な要求事項を含んでいないため、本基準はそうした場合に適用される。

定 義

- 10 次の用語は、本基準では特定された意味で用いている。

偶発資産とは、過去の事象から発生し得る資産のうち、その存在が確認されるのが、企業が完全には統制できない将来の1つ又は複数の不確実な事象の発生又は不発生によってのみであるものをいう。

認 識

偶発資産

- 35 偶発資産は、進展状況が適切に財務諸表に反映されるようにするために継続的に検討される。経済的便益の流入の発生がほぼ確実になった場合には、当該資産及び関連する収益を、当該変化が発生した期間の財務諸表に認識する。経済的便益の流入の可能性が高くなった場合には、企業は偶発資産を開示する (第89項参照)。

開 示

- 89 経済的便益の流入の可能性が高い場合には、企業は報告期間の末日における偶発資産の簡潔な内容を開示するとともに、実務上可能なときには、偶発資産の財務上の影響の見積額 (第36項か

ら第52項で引当金について示した原則を用いて測定)を開示しなければならない。

IFRIC 第23号「法人所得税の税務処理に関する不確実性」

合意事項

課税所得（税務上の欠損金）、税務基準額、税務上の繰越欠損金、繰越税額控除及び税率の決定

- 9 企業は、税務当局が不確実な税務処理を認める可能性が高いかどうかを検討しなければならない。

以 上